

森林経営管理制度(森林経営管理法)と 森林環境譲与税(仮称)について

平成30年11月29日
日田市林業振興課

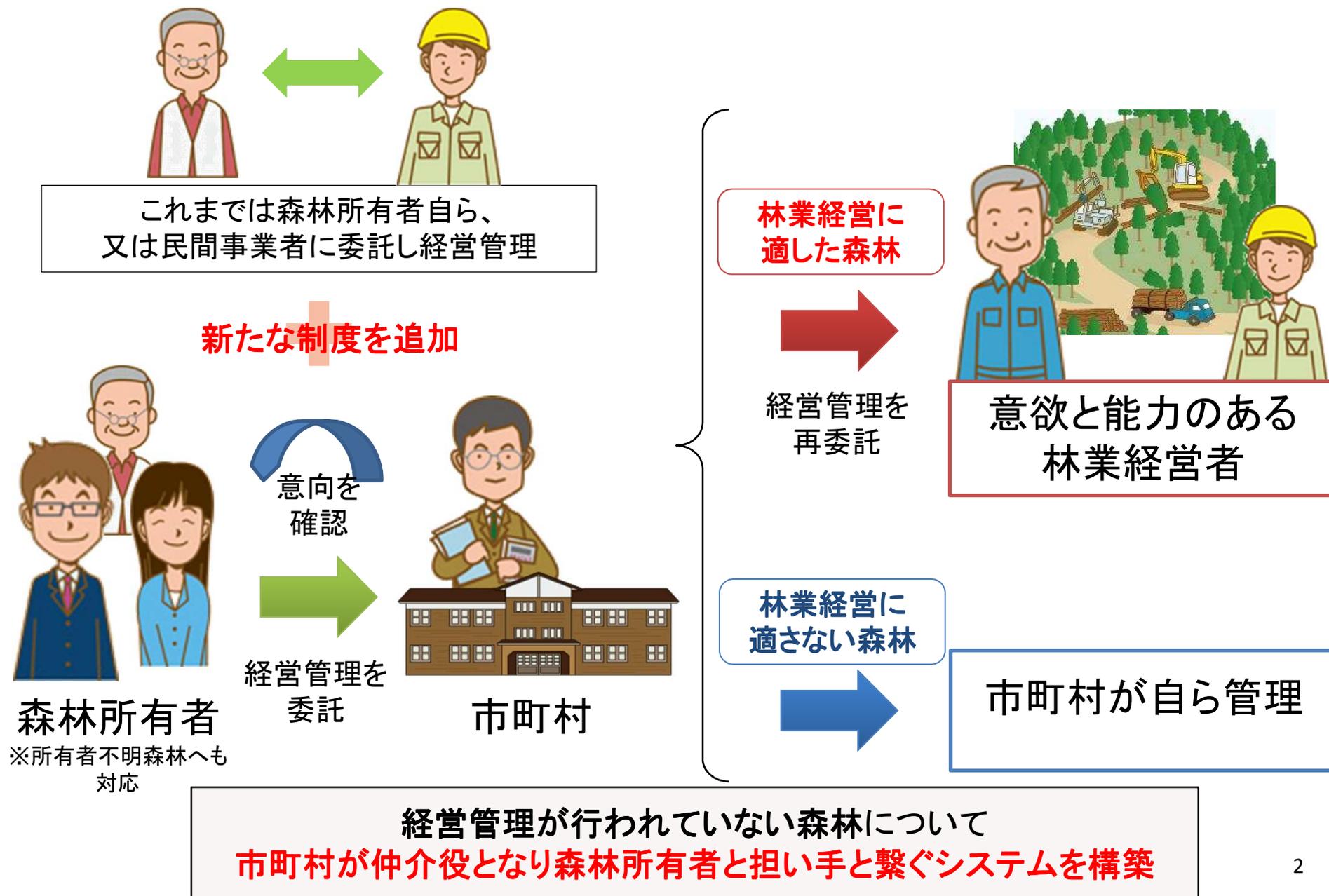
【森林経営管理制度とは】

- ・森林所有者が経営する意欲がなく、現状で引き受け手がな
い手入れ不足の育成林(人工林等)について、市町村が仲
介役となり、健全な状態に整備しようとする制度
- ・平成30年5月に森林経営管理法が成立
- ・平成31年4月から施行

【森林環境譲与税とは】

- ・森林経営管理制度(森林経営管理法)を踏まえ、市町村が行
う森林整備等に必要な財源に充てるため創設
- ・目的税となり、用途は法令で定める範囲内で、地方自治体に
一定の裁量。(1)市町村は①森林整備、②①を促進する人材
育成、木材利用、普及啓発 (2)県は市町村の支援等なり、そ
の範囲内で独自に事業を構築。
- ・平成31年3月末迄に関連法が整備予定。
- ・平成31年度中から地方自治体へ譲与開始予定

森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは



森林経営管理制度と森林環境譲与税の概念図

森林所有者	経営者	森林整備の財源	森林経営の方向
経営意欲あり	森林所有者自ら・経営委託先事業者	通常の公共事業等の補助事業	森林経営の集積・集約化、路網整備を進めて、林業的利用を積極展開(人工林として維持)
経営意欲なし	市町村が再委託した事業者		
		市町村	森林環境譲与税

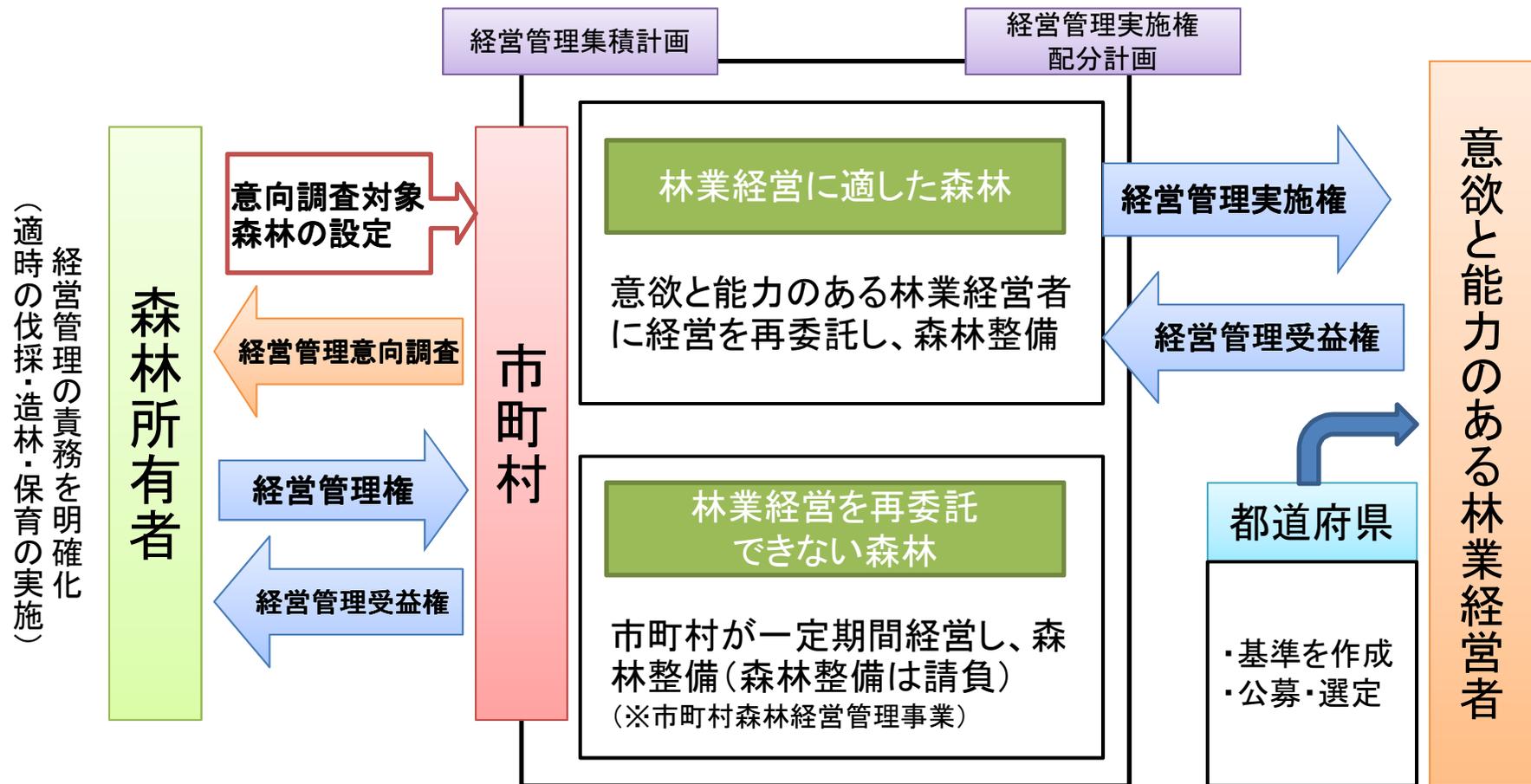
森林経営管理法

注：森林環境譲与税の用途は森林経営管理法に基づく森林整備に限られたものではなく、平成30年度税制改正大綱(平成29年12月14日)では、「市町村は、森林環境譲与税(仮称)を間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない」とされている。

森林経営管理制度により期待される効果

地域住民	これまで手入れが行き届かなかった森林を適切に整備していくことで、水源の涵養や土砂災害の防止など、森林の有する公益的機能をより効果的に発揮させることにつながる。
地域産業	未整備の森林において間伐等の森林整備を行うことは地域の安定的な木材供給にも寄与する。
森林所有者	施業条件が不利な地域の路網が整備されることで、これまで手入れができなかった森林を整備しやすくなり、将来的に経済林として活用できる可能性がある。
林業経営者 (事業者)	市から森林の再委託を受けて自らが経営管理する森林を増やすことで、事業地の確保が進み、経営規模の拡大や雇用の安定につながる。

森林経営管理制度（森林経営管理法）の仕組み



- 注1：「意向調査対象森林」とは、施業履歴や森林の現況等から、森林のもつ機能の発揮の観点から経営管理が行われていない未整備森林。
- 注2：「経営管理権」とは、立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を一定期間のあいだ行う権利であり、市町村が意向調査を経て森林所有者から取得
- 注3：「経営管理実施権」とは、市町村の委託を受けて伐採等を実施する権利であり、林業経営者に設定する権利。
- 注4：市町村は経営管理集積計画や経営管理実施権配分計画において、具体的な経営期間や施業の内容、金銭の授受（販売経費と経営経費を算定）等を規定。

所有者が不明な森林等に係る特例

共有者不明森林

所有者不明森林

不明者の探索
(相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法)

経営管理集積計画の公告
(森林整備の内容に加え、不明者に係る森林の所在地等)

都道府県知事の裁定

経営管理権を市町村が取得

意欲と能力のある林業経営者の選定

法律上で求められる条件は、

- ・経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
 - ・経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。
- (「経営管理」とは森林を自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。)



森林を長期的に経営できる森林経営力と、会社の持続的な経営力 が必要

【国・県が考える選定基準】

- ・伐採から造林、育林まで責任を負えること(自社内、数社で連携体 等)
- ・生産力や生産工程の管理をできること
- ・損益計算書等により財務状況が健全な内容であること
- ・人事育成にとりくんでいること
- ・労働安全衛生や福利厚生の充実に取り組んでいること等



森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等:国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率:1,000円(年額)

賦課徴収:市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

国への払込み:都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

その他:個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

譲与総額:森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体:市町村及び都道府県

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

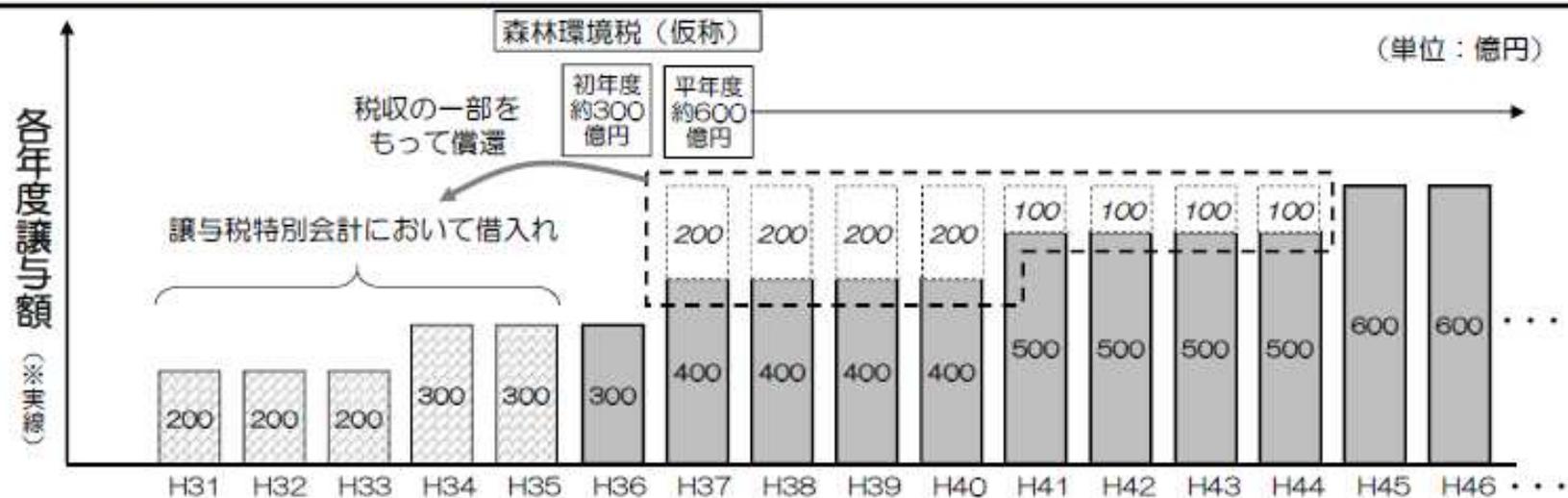
使 途 の 公 表:インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。
- 平成36年度から平成44年度までの間においては、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

森林環境譲与税（仮称）の各年度の譲与額及び譲与基準等

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村：都道府県の割合	80 : 20						85 : 15				88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

◇ 譲与基準と用途

市町村分
都道府県分

- 50% : 私有林人工林面積（※林野率による補正）
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 市町村と同じ基準

- 間伐（境界測定、路網の整備等を含む）
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進、普及啓発 等
- 市町村の支援 等

(参考) 森林環境譲与税の市町村別試算額

市町村	配分因子			配分見込額(円未満切り捨て)		
	私有林 人工林面積 (ha)	林業就業者 (人)	人口 (人)	H31-33 配分見込計 (円)	H34-36 配分見込計 (円)	H45以降 配分見込計 (円)
大分市	7,632	137	478,146	33,544,935	50,317,403	113,214,160
別府市	1,437	20	122,138	7,237,690	10,856,535	24,427,207
中津市	18,006	126	83,965	35,957,011	53,935,518	121,354,920
日田市	37,947	491	66,523	82,906,667	124,360,002	279,810,006
佐伯市	23,606	315	72,211	58,556,758	87,835,138	197,629,063
臼杵市	6,169	39	38,748	10,393,846	15,590,770	35,079,233
津久見市	1,217	9	17,969	2,505,646	3,758,470	8,456,560
竹田市	12,754	97	22,332	20,127,991	30,191,986	67,931,972
豊後高田市	3,319	17	22,853	5,468,185	8,202,278	18,455,128
杵築市	5,806	29	30,185	9,158,988	13,738,484	30,911,588
宇佐市	7,829	38	56,258	12,882,102	19,323,155	43,477,098
豊後大野市	12,592	143	36,584	22,787,743	34,181,617	76,908,639
由布市	8,449	67	34,262	14,206,188	21,309,283	47,945,890
国東市	6,830	31	28,647	10,359,271	15,538,908	34,962,546
姫島村	15	0	1,991	92,117	138,176	310,898
日出町	401	16	28,058	2,314,357	3,471,536	7,810,958
九重町	9,173	92	9,645	18,460,975	27,691,463	62,305,793
玖珠町	8,631	76	15,823	17,095,094	25,642,642	57,695,944
		市町村配分計	0.80	364,055,564	546,083,364	1,228,687,603
		大分県配分	0.20	91,013,896	136,520,846	136,520,846
大分県計	171,813	1,743	1,166,338	455,069,460	682,604,210	1,365,208,449
全国比				2.275%	2.275%	2.275%

【森林環境譲与税の活用にあたっての基本的考え方】

- ①森林が多い大分県は、森林整備に直結する用途を優先的に検討することが重要（東京23区等山がない地域は木材利用）
- ②市町村が包括的な目的の中で、地域の事情に応じて事業内容を構築（事業要件等は自ら整理）
- ③具体的な用途は公表義務の可能性あり（増税に対する国民への説明責任、マスコミの関心あり）
- ④目的税については会計検査の可能性あり
- ⑤未整備森林の整備につながる事業であることを整理することが適当
- ⑥主伐から再造林という通常の森林施業に係るものは既存事業の活用が前提
- ⑦森林環境譲与税による整備は全額公費でありモラルハザード防止のため、森林整備に伴う収益は森林所有者に戻らないことが基本（ただし、林業経営が成り立たない条件不利地での事業であり、伐採収入が事業経費を上回るとは通常考えられない）

【森林環境譲与税の使途のイメージ】

①森林整備

間伐、路網整備、里山林整備、所有者の意向調査、境界画定など

②人材育成・担い手確保

各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など

③木材利用の促進

木造公共施設や木質内装化、木製家具等の整備及び補助、公共施設の燃料としての木・竹材の調達・利用など

④普及啓発

森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など

⑤市町村の実行体制整備

専門職員の雇用又は業務委託、協議会の設置・運営など

【優先順位】

【高】①森林整備、⑤市町村の実行体制整備

【中】②人材育成・担い手確保

【低】③木材利用の促進、④普及啓発

森林環境譲与税を活用した事業について

✓ 日田市で検討している事業（案）

区分	事業概要	事業実施期間
①森林整備	未整備森林把握のための現況調査	平成31年度～
	未整備森林の所有者への意向調査	平成31年度～
	未整備森林の調査、整備等に必要な林道等の改修・改良	平成31年度～
	経営管理権を設定した未整備森林の整備(間伐等)	平成32年度～
	未整備森林の整備に必要な基幹路網の整備	平成33年度～
②人材育成・担い手対策	林業就業希望者に対する研修支援や就業者のキャリアアップ促進支援等	平成31年度～
③木材利用の促進	木造公共施設の整備 (シンボル性と高い展示効果により木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深め、もって森林整備の促進を図る)	平成31年度～
④普及啓発	市主催の植樹祭等の実施	平成31年度～
⑤市の実行体制整備	日田市森林整備推進連絡協議会(仮)の開催	平成31年度～